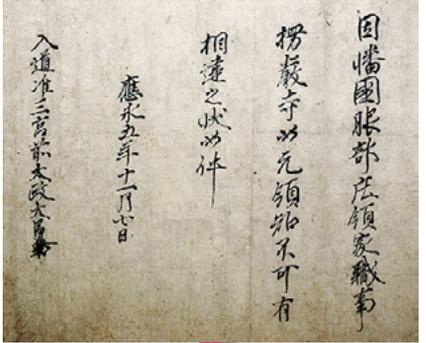


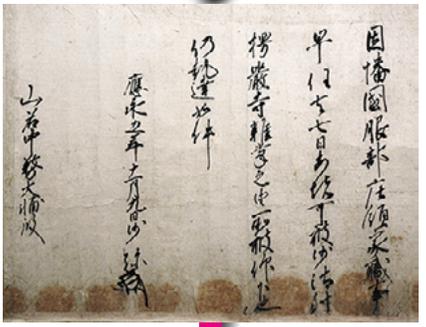
中世

第7章 武家社会の成長 1. 室町幕府の成立 (3) 室町幕府

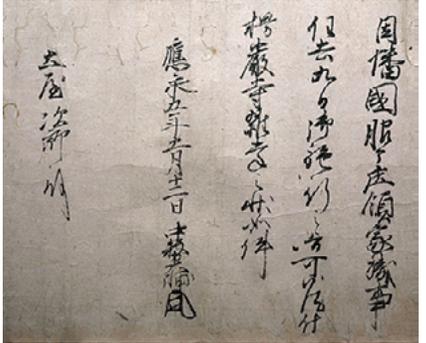
室町幕府の支配と守護大名



① 足利義満御判御教書
 因幡国服部庄領家職事、
 楞嚴寺元の如く領知相違有る
 べからざるの条、件の如し
 応永五年十一月七日
 (足利義満)
 入道准三宮前太政大臣 (花押)



② 管領畠山基国施行状
 因幡国服部庄領家職事、早く
 去七日安堵に任せ、楞嚴寺雜
 掌に沙汰付らるべきの由、仰
 せ下さる所也、よつて執達件
 の如し
 応永五年十一月九日
 (畠山基国)
 山名中務大輔 (氏家) 殿



③ 因幡守護山名氏家遵行状
 因幡国服部庄領家職事、去九
 日御施行の旨に任せ、楞嚴寺
 雜掌に沙汰付けすべくの条
 件の如し
 応永五年十一月十二日
 (山名氏家)
 中務大輔 (花押)
 土屋次郎殿

「楞嚴寺文書」★

解説

■室町幕府の支配体制と守護一文書の伝達を中心に—
 3代将軍足利義満の時代になると、室町幕府の機構もほぼ整い、幕府は安定期を迎えた。管領は将軍を補佐する中心的な役割を担い、細川・斯波・畠山の3家から交代で任命された。また有力武士は将軍から諸国の守護に任じられ、幕府の全国支配の一端を担った。
 室町幕府の支配体制は、当時の古文書の伝達経路からも知ることができる。一例をあげてみよう。
 ここにあげた3通の古文書は、いずれも但馬国（現在の兵庫北部）の楞嚴寺に伝わるものである。これらは以下のような経緯で楞嚴寺に届けられた。

- ①将軍（足利義満）が文書を発給
 ↓ 因幡国服部庄が楞嚴寺の荘園であることを将軍足利義満が証明する。
- ②管領（畠山基国）から因幡守護（山名氏家）へ書状
 ↓ ①の2日後、管領の畠山基国が①の内容を楞嚴寺に伝えるよう、因幡守護山名氏家に命じる。
- ③因幡守護（山名氏家）から守護代（土屋次郎）へ書状
 ↓ ②の3日後、因幡守護の山名氏家が①②の内容を楞嚴寺に伝えるよう因幡守護代の土屋次郎に命じる。当時守護は在京を原則としており、領国の統治は守護代に任せていた。

つまり、この3通の文書は、将軍→管領→守護→守護代という流れで伝達されたことがわかる。そして、最後は3通まとめて守護代の土屋氏から楞嚴寺に渡され、因幡国服部庄の領有が幕府によって正式に認められたという証拠になったのである。室町幕府の全国支配はこのような手順で行われた。
 (担当：岡村吉彦)

参考資料 ・鳥取県『新鳥取県史資料編 古代中世1 古文書編』 441頁 (2015年)

★の写真は教育活動以外での無断利用や転載を禁止します。